

## 主 文

本件再審査請求を却下する。

## 事実及び理由

### 第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、平成〇年〇月〇日付けで、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第2 請求人の主張の要旨

（略）

### 第3 理 由

- 1 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができることとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った本件審査請求を不適法なものであると

してこれを却下している。

2 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないとされているところ、この点について以下に検討する。

3 請求人は、本件処分があったことを知った日が「平成〇年〇月末日」であると述べている。

しかしながら、監督署長は、同年〇月〇日、請求人に対し、療養補償給付不支給決定通知書（以下「不支給決定通知書」という。）を簡易書留によってA郵便局から発送していることが「書留・特定記録郵便物受領書」（お問い合わせ番号（引受番号）：〇〇〇）により確認できる。また、平成〇年〇月〇日付け審理調書によれば、同簡易書留を配達した郵便局員は、「平成〇年〇月〇日午前〇時〇分に請求人宅へ配達した。受取人については、請求人のサインがある。」旨述べている。

したがって、請求人が本件処分を知った日は、「平成〇年〇月〇日」とであると認められるところ、同日の翌日である同月〇日から起算して〇か月目に当たる平成〇年〇月〇日が日曜日、同月〇日の月曜日が国民の祝日であるため、同月〇日の火曜日が請求期間の満了日となる。そして、請求人が郵便にて労働保険審査請求書を提出したのは、同月〇日（審査官受付。郵便消印は〇日）であるから、本件審査請求が請求期間を経過してされたことは明らかである。

3 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後に行われた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

4 本件についてみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、実母の物忘れが激しく、受け取った配達物を請求人に渡しそびれた旨主張しているが、当該理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいえないものであるから、上記の

「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

したがって、当審査会としても、本件審査請求は、不適法なものであり、これを却下した審査官の決定は妥当であると判断するものである。

- 5 以上のおり、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のおり裁決する。